

通所介護重要事項説明書

1. 通所介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 正心会
代表者名	理事長 岡村 徳久
所在地 (連絡先及び電話番号)	流山市南流山9-2-9 (電話) 04-7189-8088 (FAX) 04-7189-8383
法人設立年月日	平成26年 1月 10日

2. 地域密着型デイサービス事業所の概要

名 称	デイサービス 美晴らしの里 おおたかの森
所 在 地	千葉県流山市おおたかの森西1-2-3 アゼリアテラス1F
電 話 番 号	04-7199-8870
種 類	地域密着型通所介護
管 理 者 名	梅原 浩希
利用者定員	定員 18名
対 象 地 域	流山市
事業所番号	1292500285

3. 職員の体制 ※受け入れする利用者数に応じて必要数確保する

職種	資格	人数 (人) 常勤 換算	区 分				職務の内容
			常勤 (人)		非常勤 (人)		
			専従	兼務	専従	兼務	
管理者	柔道 整復師	1		1			従業員の管理及び利用申込に係る調整、業務の実 施状況の把握、その他の管理を一元的に行って、 法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を 行います。
生活 相談員	介護 福祉士	2	1	1			相談業務をはじめ、利用者のニーズを把握しサー ビス計画を立てることそれに付随する手続きや、 関係機関への連絡調整を行います。
機能訓 練指導員	柔道整復師 看護師	2		2		2	地域密着型通所介護計画に基づき、その利用が可 能な限りその居宅において、その有する能力の応 じ自立した日常生活を営むことができるよう、機 能訓練を行います。
看護師	看護師	2		1		1	サービス提供中の利用者の心身の状態把握につと め、病状にあわせた対応を行います。
介護職	介護福祉士	3	1	1	1		地域密着型通所介護計画に基づき、必要な日常生 活上の世話及び介護を行います。
	その他	2	1		1		
その他							送迎の運転業務を主に行います。

※常勤勤務体制（兼務含）：正規の勤務時間帯（8：30～17：30）常勤で勤務

4. 事業所設備

設 備	室 数	面 積	備 考
食堂兼機能訓練室	1	59.1㎡	洗面台・キッチン
浴 室	2	83.62㎡	個浴
静 養 室	1	4.86㎡	ナースコール設置
相 談 室	1	10.11㎡	
送 迎 車	3台		

5. 営業時間

営業日時	月曜日～土曜日 8：30～17：30
定 休 日	日曜日・年末年始（12月30日～1月3日）
サービス提供時間	9：15～16：30

6. 提供するサービス

サービスの種類	サービス内容
送迎	利用者のご居宅と当事業者間の送迎を行います。
入浴	利用者の体調に合わせて、入浴または清拭を行います。
排泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
健康チェック	体温・血圧・脈拍などのバイタルチェックを行い、一般的な健康管理を行います。
機能訓練	利用者の心身等状態に応じて日常生活を送るのに必要な機能回復または、その減退を防止するための訓練を行います。
生活相談	利用者や家族からの相談に応じ、情報提供も行います。
通所計画の作成	<ol style="list-style-type: none">1. 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた通所介護計画を作成します。2. 通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。3. 通所介護計画の内容について、利用者の同意を得たときは、通所介護計画を利用者に交付します。

7. 利用料金

(1) 介護保険給付対象サービス

利用料金表

(7～8時間)

介護報酬地域区分 流山市(6等級) : 10.27円

要介護度	単位数	1回あたりの利用料金	自己負担額		
			1割	2割	3割
要介護1	753単位	7733円	773円	1547円	2320円
要介護2	890単位	9140円	914円	1828円	2742円
要介護3	1032単位	10599円	1060円	2120円	3180円
要介護4	1172単位	12036円	1204円	2407円	3611円
要介護5	1312単位	13474円	1347円	2695円	4042円
要支援	単位数	1か月あたりの利用料金	1割	2割	3割
要支援1	1798単位	18465円	1847円	3693円	5540円
要支援2	3621単位	37188円	3719円	7438円	11156円
加算項目	単位	介護報酬告示額×地域加算 (1単位×10.27)	1割	2割	3割
入浴介助加算Ⅱ	55単位	565円	57円	114円	171円
個別機能訓練加算Ⅰイ	56単位	575円	58円	115円	173円
個別機能訓練加算Ⅰロ	76単位	781円	78円	2	234円
個別機能訓練加算Ⅱ	20単位	205円	26円	52円	156円
口腔機能向上加算Ⅱ	160単位/月	3	164円	328円	492円
科学的介護推進体制加算	40単位/月	2	41円	82円	123円
福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数に9.0%を乗じた単位数			
サービス提供体制加算Ⅰ	介護福祉士が70%以上又は勤続10年以上の介護福祉士が25%以上	22単位/回	要支援1 : 88単位/月		
			要介護2 : 176単位/月		
サービス提供体制加算Ⅱ	介護福祉士が50%以上	18単位/回	要支援1 : 72単位/月		
			要介護2 : 144単位/月		
サービス提供体制加算Ⅲ	介護福祉士が40%以上又は勤続7年以上の介護福祉士が30%以上	6単位/回	要支援1 : 24単位/月		
			要介護2 : 48単位/月		

(2) 介護保険給付対象外

昼食・お茶菓子代	1回 700円
その他実費代	おむつ100円 パット50円 持帰り弁当代500円

(3) キャンセル規定

急なキャンセルの場合は、以下の料金をいただきます。

ご利用日の全営業日 午後5時までにご連絡いただいた場合	なし
ご利用日の当日 午前8時30分までにご連絡いただいた場合	なし
ご利用日の当日 午前8時30分までにご連絡いただかなかった場合	100円

※健康上の理由（風邪や体調悪化等）により中止した場合、同月内であれば振り替え利用ができます
ただし、振り替え日の利用人数によっては、お受けできないこともありますのでご了承ください。

(4) 利用料金の支払い

当月利用料は月末で締め、毎月15日までに請求書を郵送いたします。

お支払日は毎月26日（休日の場合は翌営業日）に指定の口座で引き落としさせていただきます。

お支払方法は、口座引き落としのみの対応となり、別途申し込みが必要です。

申込から口座振替までは1カ月～2カ月程度お時間がかかりますのでその

下記口座へお振込みお願い致します。（振込手数料はご利用者様負担にてお願い致します。）

8. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に体調の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより主治医、救急隊、親族、居宅支援事業所等へ連絡を致します。

緊急連絡先		
ご家族 ①	氏名(続柄)	(続柄:)
	連絡先	— —
	住所	
主治医	病院名	
	医師名(担当科)	先生 (科)
	連絡先	— —
	所在地	

9. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員、および市町村へ連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

10. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

苦情受付責任者	理事長 岡村 徳久
苦情受付担当者	管理者 梅原 浩希
ご利用時間：連絡先	午前8時30分～午後17時30分
連絡先	04-7199-8870
第三者委員	近藤 博之
第三者委員	松田 隆二

(2) 行政機関その他苦情受付機関

流山市役所 介護支援課	電話 04-7150-6531 住所 千葉県流山市平和台1-1-1
国民健康保険団体連合会 介護保険課	1 住所 千葉県稲毛区天台6-4-3

(3) 利用者の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

アンケート、意見箱等の取組	有		
専門機関による第三者評価の実施	有・無	調査公表	有・無
	実施機関 ()	実施日	年 月 日

11.虐待の対応方法

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。虐待防止に関する責任者は管理者です。
- (2) 苦情解決体制を整備しています。
- (3) 職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (4) サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報します。

12.ハラスメント防止対策

事業者は、介護現場で当たりく職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- ①ハラスメント防止対策事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、行状必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
 - (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。
- ②ハラスメント事案が発生した場合、マニュアル等を基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。
- ③職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- ④ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解除等の措置を講じます。

13.非常災害対策

年4回の非常災害時を想定した避難訓練・災害召集訓練を計画的に実施するとともに、日頃から設備や備品の点検等を行い日出生災害時に備えています。

当事業所は、重要事項説明書・同意書一式に基づいてデイサービスのサービス内容及び重要事項の説明をしました。

(事業者)	住 所	千葉県流山市おおたかの森西1-2-3	アゼリアテラス 1F
	事業者 (法人名)	社会福祉法人	正心会
	代表者名	理事長	岡村 徳久
(事業所)	名 称	デイサービス	美晴らしの里
		管理者	梅原 浩希
(説明者)		管理者	梅原 浩希

私は、重要事項説明書に基づいて、デイサービス美晴らしの里のサービス内容及び重要事項の説明・同意書一式を受け、了承しました。

令和 年 月 日

(利用者) 住所

氏名

(代理人) 住所

氏名

続柄

(連帯保証人) 住所

氏名

続柄